

社会福祉法人 江 寿 会  
居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 江寿会が行う居宅介護支援事業（以下「事業所」という。）は、要介護者等から依頼を受けて、日常生活を営むために必要な保健、医療、福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。

2 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 サンホーム江上
- 二 所在地 佐世保市江上町4847番6（特別養護老人ホーム江上1階）

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の主任介護支援専門員が兼務する。

管理者は、事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、利用申し込みにかかる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

事業の運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

## 二 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの依頼に応じ、その利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が選択できるよう居宅介護サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から日曜日までとする。
- 二 定休日 年中無休
- 三 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 四 サービス提供時間 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

### (居宅介護支援の提供方法)

第6条 利用者からの相談又は依頼の内容把握等にあたっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とする。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等担当者会議の開催、照会等により計画の内容について、担当者の専門的見地からの意見を求める。

### (要介護認定の申請等にかかる援助)

第7条 事業者は被保険者の要介護認定にかかる申請について、利用申込者の意思を十分踏まえた上で、必要な援助を行う。

- 2 事業者は、サービス開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、速やかに申請が行われるような、必要な援助を行う。

### (居宅介護支援の具体的内容)

第8条 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 在宅で生活している要介護者等が日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は、福祉サービスを適切に利用できるよう、その利用者の有する能力、置かれている環境、利用者が抱えている問題などを十分把握し、利用申込者又はその家族の意思に基づき、居宅サービス計画を作成する。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の開始にあたって、居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者のサービス選択を重視する。

- ③ 居宅サービス計画作成後においても、モニタリングは利用者の居宅を訪問する必要があるため、利用者の居宅を少なくとも月1回訪問し面接すると共に、居宅サービス事業者等との連絡・訪問等を継続的に実施することにより計画の実施状況の把握及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ④ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。（介護保険施設への紹介に当たっては、主治医の意見を求めるものとする。）
- ⑤ 介護保険施設から退院又は退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- ⑥ 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（利用料金及びその他の費用）

第9条 居宅介護支援に関するサービス料金について、法定代理受領サービスの場合は無料とする。ただし利用者の保険料滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、厚生労働大臣が定める利用料金を自己負担していただく場合（償還払い）がある。

（勤務体制の確保）

第10条 事業者は利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、介護支援専門員、その他の従業者の勤務体制を勤務表により定める。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第11条 事業者は居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項説明を記した文書を交付して、同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、佐世保市（宇久、小佐々、江迎、鹿町、浅子、黒島、相浦、日野、中里皆瀬、世知原、吉井を除く）波佐見町、川棚町、西海市（離島を除く全域）及び有田町の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 介護支援専門員は、居宅介護支援サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の対応)

第 14 条 従業者は、居宅介護支援サービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに管理者へ報告し、指示を受け必要な措置を講じるものとする。

(掲 示)

第 15 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 16 条 従業員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 退職後も同様である。

(苦情処理)

第 17 条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、苦情解決に向けて体制を整える。

2 利用者からの苦情に関して、市町村からの文書提出、質問、照会、掲示を求められた場合は、調査に対しての協力を行う。

3 サービス等に関する苦情で、国民健康保険団体連合会の調査に対し協力を行うとともに、指導・助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(虐待防止のための措置)

第 18 条 利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、次に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業者は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人江寿会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。